

会 議 録

会議名	平成20年度第2回小金井市小口事業資金融資審議会		
事務局	市民部経済課産業振興係		
開催日時	平成21年1月13日(火) 午前10時00分～午前12時00分		
開催場所	小金井市商工会館2階会議室		
出席者	委員	石井忠史、柿崎久実恵、山岸春彦、小林功 高橋寛、久保昇	
	その他	なし	
	事務局	川合修 経済課長 高橋秀治 産業振興係長 井出信綱 産業振興係主事	
傍聴の可否	可・不可・(一部不可)	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	延滞案件等法人及び事業を営む個人の信用情報が含まれているため(小金井市情報公開条例第5条第1項第3号)		
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

# 平成20年度 第2回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：平成21年1月13日（火）

午前10時00分～午前12時00分

場 所：小金井市商工会館2階会議室

## 1 開 会

## 2 議 題

- (1) 平成20年度融資あっせん・実行状況について
- (2) 延滞案件について
- (3) 金利変動に伴う貸付利子の変更について
- (4) 原材料価格高騰対応等緊急保証制度について
- (5) 小金井市小口事業資金融資における緊急対策について
- (6) 平成21年度経営安定化緊急資金の取扱いについて
- (7) その他

## 3 閉 会

### 配布資料

- 資料1-（1）平成20年度あっせん・実行状況集計表
- 資料1-（2）平成19年度あっせん・実行状況集計表
- 資料2 延滞案件調べ
- 資料3 小金井市小口事業資金融資利率改定の履歴表
- 資料4 原材料価格高騰対応等緊急保証制度申請状況
- 資料5 小金井市及び近隣市における小口事業資金融資の緊急対策の取組について
- 資料6 平成21年度経営安定化緊急資金の取扱いについて

## 1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

本日委員全員の出席を得ているため、小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、平成20年度第2回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告し、議事進行は会長にお願いした。

## 2 議 事

### (1) 平成20年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 別添資料1を基に、平成20年12月末現在の平成20年度の申し込み状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数とあっせん実行件数の説明報告を行った。

質疑応答は以下の通り。

委 員： 12月申し込み分の未回答件数が多いが、年末資金に間に合わなかったのではないか。

事務局： 取り扱い件数が一番多い金融機関の実行報告は都度ではなく、一ヶ月分まとめてこれから報告がなされる予定。よってこれから12月分の実行件数が出てくるが、国の原材料価格高騰対応等緊急保証制度の申込みが現在殺到している状況なので、保証協会の審査は例年以上に時間がかかっていると聞いている。

### (2) 延滞案件について

事務局： 別添資料2を基に、経過と資料説明を行った。

当該借受人については、毎月1万円ずつの入金を約束しているが、最近は入金滞りがちである。本人に返済の意思があるので、遅れている分も追いかけて入金するよう促すとともに、引き続き道路拡張による移転費用からの未収利息含めた一括返済を期待している。

質疑応答は以下の通り。

委 員： 延滞利息がかなり膨らんでいるが、延滞利息に延滞利息が付くことはあるのか。

事務局： 元金があるうちは、元金に対して新しい延滞利息が発生し、既存の延滞利息に加算されていくが、元金が完済されれば、新しい延滞利息は発生しない。

### （3）金利変動に伴う貸付利子の変更について

事務局： 資料3を基に、金利変動に伴う貸付利子の変更について、説明報告を行った。前回、平成20年第1回目の審議会と同日の平成20年11月17日付けで、金利引き下げの変動が行われ、借受人負担金利を下限まで引き下げたところであったが、平成21年1月9日付けで再度金利の引き下げが行われた。

すでに借受人負担金利を下限まで引き下げているため、今回は利子補給の引き下げの措置を行った。今回の審議会の前に措置をする必要があったため、事後の報告とさせていただく。

質疑応答は以下の通り。

委員： 借受人の負担金利の下限金利を下げることはできるのか。

事務局： 借受人負担金利の下限は施行規則の方で定めている。今後、経済情勢を見定めながら、理事者と協議の上、下限金利引き下げの見直しを含めて検討していきたいと考えている。

### （4）原材料価格高騰対応等緊急保証制度について

事務局： 資料4を基に、原材料価格高騰対応等緊急保証制度について説明報告を行った。前回の審議会では原材料価格高騰対応等緊急保証制度が開始直後だったこともあり、概要の説明にとどまったが、制度開始の平成20年10月31日から平成20年12月末現在まで、小金井市の申請件数は157件となっている。

平成20年10月31日時点では指定対象業種は545業種であったが、11月、12月と業種が追加指定され、現在では698業種が指定対象業種となっている。業種別で見ると、建設業が43件と最も多い。次いで小売業の29件、不動産業の25件となっている。

質疑応答は以下の通り。

委員： この制度は市が保証するということか。

事務局： 保証は保証協会がするもので、市は事業所在地が市内に在ることの要件確認や売上減少や利益率減少の確認をして認定書を発行するところまでである。事業者はその認定書を持って金融機関に申込みをする流れである。

委員： 1月に入ってからのお申込状況はどうか。

事務局： 1月に入ってから一週間だが、前月までと同程度の申込み件数がある。

#### （5）小金井市小口事業資金融資における緊急対策について

事務局： 現在の景気の後退局面の中、資金需要が高まる年末・年度末の時期に市の制度融資の運転資金・緊急資金について、通常は2分の1の補助を行っている信用保証料を平成20年12月1日から平成21年3月31日まで全額補助する時限措置の対策を行った。他市は新たな緊急対策の制度として創設しているが、小金井市については平成11年度から緊急資金のメニューを既に創設しており、既存の事業の中での対応をおこなったため、迅速な対応を取ることができた。3月以降の対応については理事者と協議の上、検討していきたい。

質疑応答は以下の通り。

委員： 申込限度額の運転資金600万円、緊急資金が300万円は他市と比較すると低い設定ではないのか。

事務局： 小金井市は他市と比較すると事業所数、事業規模ともに小規模であり、また、運転資金の平均申込額は約300万円である。緊急資金のメニューの趣旨としては、緊急資金は短期間の繋ぎ資金の用途としている。そのため、運転資金、緊急資金の各限度額は現行の運用では適切な金額と考えている。また、緊急資金は別枠での申し込みが可能であり、運転資金と併用での申し込みもできる。

委員： 他市では借受人負担金利がゼロ%の所もあるが、そういった検討はないのか。

事務局： 現状でも借受人負担金利は下限の低い金利で運用しており、借受人にも一定の責任を持っていただきながらこの制度を活用していきたい、との考えから信用保証料全額補助の対応とした。

#### （6）平成21年度経営安定化緊急資金の取扱いについて

事務局： 資料6を基に、平成21年度経営安定化緊急資金の取扱いについて、説明報告を行った。今年度は緊急資金が保証料全額補助対象メニューでもあり、申込件数は例年より多く、需要がある。来年度も引き続き取り扱いを継続いたしたい。

質疑応答は以下の通り。

委員： 申込件数が増えているといっても経済が先行き不透明な中では、申し込み件数は少ない気がするが今後の予想としてはどうか。

事務局： 申込件数の今後については、12月から保証料全額補助の対象メニューとしていることから、件数としてはまだこれから増加すると推測される。また、売上減少要件など同条件の先ほど報告した原材料価格高騰対応等緊急保証制度の方へ申込みが分散していることも要因としてはある。

委員： 例えば売上が10%など大きく落ち込んだ先については、金利が更に低い資金メニューの創設を考えてもいいのではないか。

事務局： 他市の緊急対策の取り組みも3月末を期限としている所がほとんどなので3月以降の対応については、他市の動向や今後の経済状況を注視しながら、低利の資金メニューの創設を含めて検討していきたい。

委員： 他に質問は無いようなので事務局一任としたい。

#### (7) その他

事務局： 特に事務局としては用意していないが各委員の方から何かあれば伺いたい。

各委員： 特になし

### 3 閉会

※ 各議題の資料については図書館本館、情報公開コーナー（小金井市役所第二庁舎六階）にて閲覧できます。